

群馬県適正化通信 NO. 62

自動車運送事業者に対する行政処分基準の改正について

適正化通信No.56において、自動車運送事業者の監査方針、行政処分基準の改正について概要をお知らせしましたが、今般、詳細が発表されましたので改めて掲載をいたします。内容について充分理解をしていただき、法令遵守の徹底をお願いします。

1. 重大・悪質な法令違反の処分を厳格化……平成26年1月1日以降の違反行為から適用

- 輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれのある重大かつ悪質な法令違反は、以下の違反項目のうち、一つでも該当する項目があった場合には、30日間の事業停止とする。

重大かつ悪質な法令違反の処分を厳格化

- ・ 運行管理者が選任されていない。
- ・ 整備管理者が選任されていない。
- ・ 点呼が全く実施されていない。
- ・ 定期点検整備が全く実施されていない。
- ・ 監査拒否、虚偽の陳述
- ・ 名義貸し又は事業の貸し渡し
- ・ 改善基準告示を著しく違反している場合
- ・ 無認可経営、旅客限定（福祉タクシー）の条件違反



重大かつ悪質な法令違反の再違反を行った場合



2. 処分量定の変更………施行：平成25年11月1日

- 法令違反を隠蔽する等の悪質な法令違反については、処分量定を引き上げる一方、悪質とはいえ警告により是正を促すことができる記録類の記載不備等の軽微な違反については、行政指導に留めることとした。（再違反を除く。）

悪質な法令違反は、処分量定引き上げ（一例）

- | | |
|------------------|-----------------------|
| ・ 乗務記録の改ざん又は不実記載 | 初違反、10～20日車→30日車 |
| ・ 乗務記録が全くない。 | 初違反、20日車→30日車 |
| ・ 交替運転者の未配置 | 初違反、警告～20日車→10日車～20日車 |
| ・ 日雇い運転者の選任 | 初違反、警告～20日車→10日車～20日車 |

等

軽微な法令違反は、処分量定引き下げ（一例）

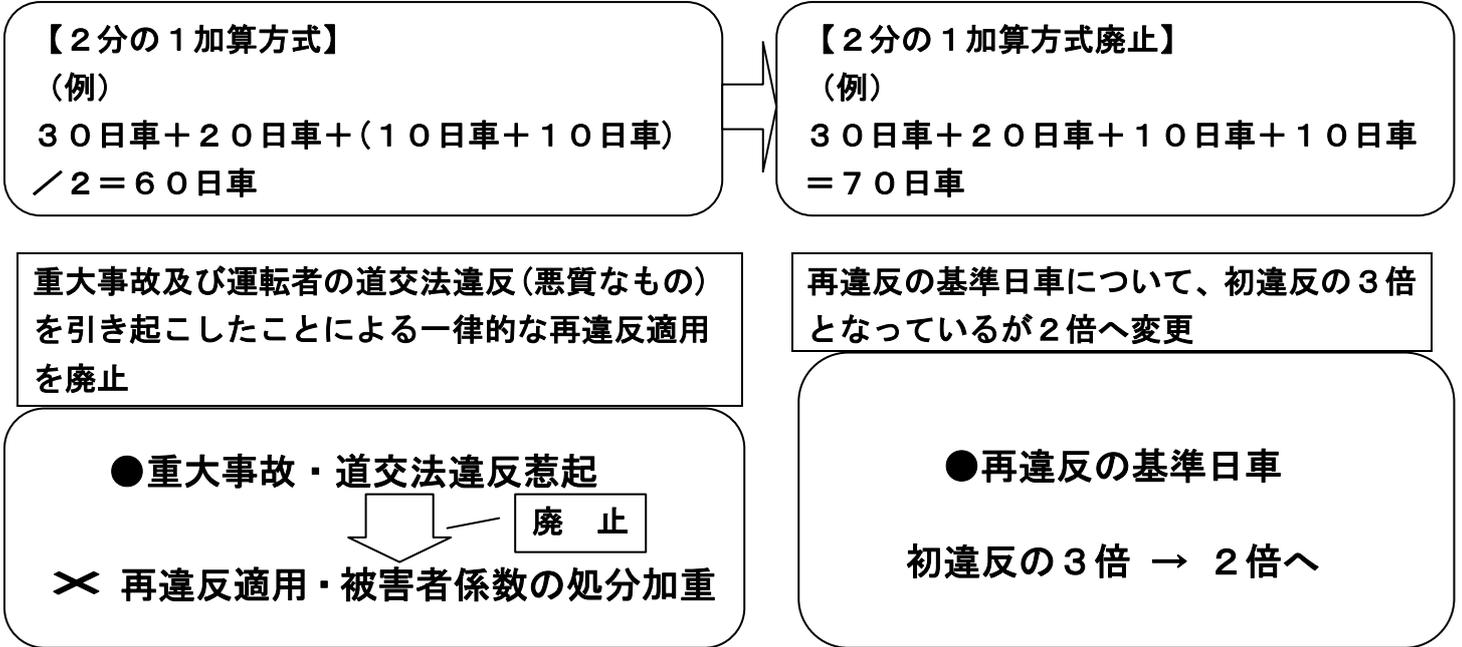
- | | |
|--------------|-------------|
| ・ 乗務記録の記載不備 | 初違反、10日車→警告 |
| ・ 乗務員台帳の記載不備 | 初違反、10日車→警告 |

等

3. 処分日車数等の算出方法簡素化……………施行：平成25年11月1日

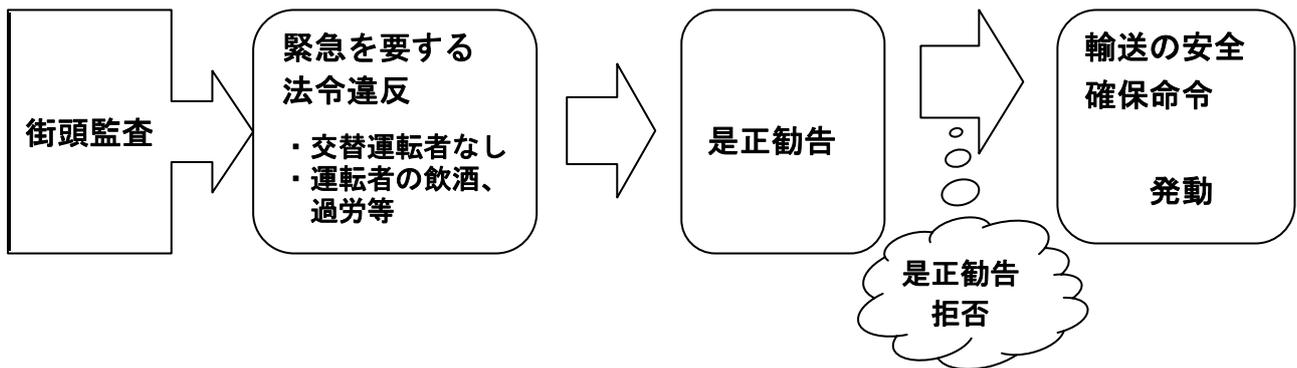
- 処分日車数等の算出方法を簡素化することにより、わかり易くするとともに、監査から処分までに要する期間を短縮する。また、軽微な違反だけの場合の事務処理の効率化を図る。

算出方法の簡素化（複数の違反があった場合の2分の1加算方式を廃止）



4. 輸送の安全確保命令の発動基準の改正……………施行：平成25年11月1日

- 新設された街頭監査において、交替運転者の配置、運行経路の変更、運行中止等、必要な是正措置を講ずることを指導したにも関わらず、是正勧告に応じない場合は、輸送の安全確保命令を発動する。



5. 運行管理者資格者証返納命令の発動基準……………施行：平成25年11月1日

(1) 通則

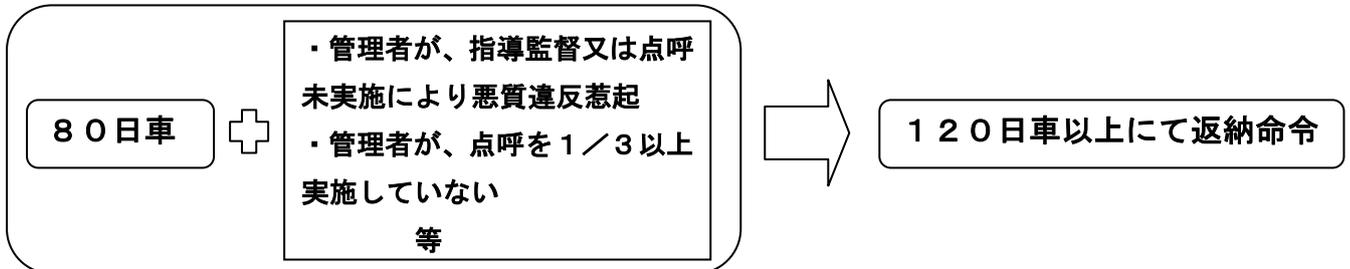
- 返納命令の発令等は、自動車運送事業者の行政処分等を行う場合に同時に行う



(2) 返納命令処分

◆個別の要件を廃止

- 運行管理者の運行の安全確保に関する違反の各事項に対する処分日車数の総和が80日車以上であり、かつ、個別要件を満たす場合に発令することの個別の要件を廃止し、処分日車数の総和が80日車以上を120日車以上とした。



◆発令基準を追加

新

- 資格者が実際に運行管理業務を行っていないのに、その名義を事業者で使用させた場合
- 運行管理者試験の受験資格の詐称等、不正な手段により資格者証の取得が判明した場合

以上が主な改正概要です。

※ 最近、悪質違反が起きています。経営環境の厳しい中、重たい処分等によって会社の存続にも大きな影響を及ぼします。事業者や管理者の方は、毎日の仕事の中で仕事に追われることなく、運転者に対する指導監督をしっかりと実施し、併せて、帳票類のチェック等管理の徹底を図って下さい。なお、もう一度、適正化通信No.35「過積載の防止徹底について」、No.43「悪質違反を伴う重大事故防止について」を参照して下さい。

不明な点は気軽に適正化指導員にお尋ね下さい。

群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関

電話 027-212-8821